

青森県報

第四千二百七十七号

平成二十九年

三月二十二日

(水曜日)

目次

告示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一

人事委員会

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規……………(職員課) ……一

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部……………(職員課) ……一

を改正する規則……………(職員課) ……一

人事委員会規則七 一九(住居手当)の一部を改正する……………(職員課) ……二

規則……………(職員課) ……二

人事委員会規則七 一六六(扶養手当)の一部を改正する……………(職員課) ……三

規則……………(職員課) ……三

収用委員会……………(監理課) ……三

告示

公示送達……………(監理課) ……三

告示

青森県告示第一百十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

「第百十八条第三項」を「第百十八条第一項」に改める。

三中「第百十四条第三号」を「第百十四条」に改める。

人事委員会

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第六条中「新幹線鉄道等」の下に「の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通

機関等(以下「新幹線鉄道等」という。）」を加える。

第八条第一項中「次項において」を「以下」に改める。

第八条の四第一号中「以下、「一箇月当たりの運賃等相当額」を「第十条及び第十二

条の規定により新幹線鉄道等を利用しその利用に係る特別料金等を負担することを常

例とする職員にあつては、運賃等相当額に第十三条の規定により算出したその者の支

給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額を加算した額を支給単位期間

の月数で除して得た額。以下「一箇月当たりの運賃等の相当額」に、「五万五千元

を」当該合計額から五万五千元を減じた額の二分の一の額(その額が二万円を超え

るときは、二万円)を五万五千元に加算した額」に改め、同条第二号中「一箇月当

たりの運賃等相当額」を、「一箇月当たりの運賃等の相当額」に改め、「普通交通機

関等」の下に「又は新幹線鉄道等」を加え、「一箇月当たりの運賃等相当額等」を

「一箇月当たりの運賃等の相当額等」に改め、同条第三号中「一箇月当たりの運賃等

相当額等」を「一箇月当たりの運賃等の相当額等」に改める。

第九条の二中「利用する職員」の下に「であつてその利用距離が四十キロメートル以上のもの」を加える。

第十三条の見出し中「通勤手当の額」を「特別料金等相当額」に改め、同条第一項中「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」を「条例第十条第四項に規定する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第八条（第一項第三号を除く。）」を「第七条及び第八条（第一項第三号を除く。）」に、「条例第十条第四項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額」に改め、「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」とを削り、「特別料金等の額の二分の一」を「特別料金等の額」に改め、同項を同条第二項とする。

第十八条の二第一号中「一箇月当たりの運賃等相当額等」を「一箇月当たりの運賃等の相当額等」に改め、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等の相当額」に改める。

第十九条の二第四項第一号中「普通交通機関等」の下に「又は新幹線鉄道等」を、「定める額（）」の下に「同条第四項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定により算出された額、」を加え、「一箇月当たりの運賃等相当額等」を「一箇月当たりの運賃等の相当額等」に改め、同項第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等の相当額」に改め、同項第三号を削る。

第二十條の二第二項中「普通交通機関等に係る通勤手当」の下に「又は条例第十条第四項の規定により算出される通勤手当（次条において「新幹線鉄道等に係る通勤手当」という。）」を加え、同項第一号中「一箇月当たりの運賃等相当額等」を「一箇月当たりの運賃等の相当額等」に、「一箇月当たりの運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等の相当額」に、「普通交通機関等（）」を「普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等（）」に、「普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等につき」に改め、同項第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額等」を「一箇月当たりの運賃等の相当額等」に、「五万五千円に」を「通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額に」に改め、「普通交通機関等」の下に「若しくは新幹線鉄道等」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十条の三第一項第一号中「新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当を」を「新幹線鉄道等に係る通勤手当又は橋等に係る通勤手当を」に、「当該新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当に」を「当該新幹線鉄道等に係る通勤手当又は当該橋等に係る通勤手当に」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月前の月から開始し、かつ、施行日の属する月以後の月をもって終わる職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。）（第十条第八項に規定する支給単位期間（当該支給単位期間が二以上ある場合にあつては、これらの支給単位期間のうち最も長い支給単位期間。以下「特定支給単位期間」という。）に係る通勤手当の支給を受けている職員で、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年十二月青森県条例第六十一号。以下「改正条例」という。））第二条の規定による改正前の条例第十条の規定により算出されるその者の当該特定支給単位期間の期間内の通勤手当の総額が改正条例第二条の規定による改正後の条例第十条の規定を適用するとしたならば算出されるその者の当該特定支給単位期間の期間内の通勤手当の総額に達しないこととなる職員には、当該特定支給単位期間の期間内の施行日以後の期間は、人事委員会が定める額を通勤手当として支給する。

3 前項の規定により通勤手当が支給される職員につき、特定支給単位期間の期間内に条例第十条第七項に規定する返納の事由が生じた場合には、当該職員に人事委員会が定める額を返納させるものとする。

人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の九十九以上百分の百六十」を「百分の九十六以上百分の百五十五」に、「百分の百二十五以上百分の二百」を「百分の百二十二以上百分の百九十五」に改め、同項第二号中「百分の八十八以上百分の九十九」を「百分の

八十五以上百分の九十六」に、「百分の百十一以上百分の百二十五」を「百分の百八以上百分の百二十二」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十七」を「百分の七十四・五」に、「百分の九十七」を「百分の九十四・五」に改める。

第十四条の二第一項中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一〇九(住居手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一〇九(住居手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一〇九(住居手当)の一部を次のように改正する。
第十条の次に次の一条を加える。

(平成二十八年改正条例附則第四項から第六項までの規定が適用される間の読替え)
第十一条 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条第二号中「同条例第九条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年十二月青森県条例第六十一号)附則第四項から第六項までの規定により読み替えられた条例第九条第一項」とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一六六(扶養手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一六六(扶養手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一六六(扶養手当)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(行政職給料表の九級以上の職員に相当する職員)

第一条の二 条例第八条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

(行政職給料表の八級の職員に相当する職員)

第二条の二 条例第八条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 警察職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第三条中「条例第九条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年十二月青森県条例第六十一号)附則第四項から第六項までの規定により読み替えられた条例第九条第一項」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年十二月青森県条例第六十一号)附則第六項の規定により読み替えられた条例第八条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 警察職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決

書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）
第四条第二項の規定によることができないうので、同令第五条第一項の規定により公示
送達を行う。

平成二十九年三月二十二日

青森県区用務員会会長 赤 津 重 光

- 一 送達すべき裁決書の内容
平成二十九年二月二十七日付け裁決書（豊区裁裁三十五号）
- 二 送達を受けるべき者
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保置場所
一 裁決書等 青森県東十郡豊田郡豊田町に於ては送達しようとするのど、
その交付を受けるに及ばぬ。
- 四 その他
一 裁決書等、平成二十九年四月五日をもちて送達せらるべきものとならなむ。

別表

氏 名	住 所
沖澤 武志 の相続人	相続人不明 ただし、最後の住所 青森県三沢市春日台三丁目154番地631号
織笠 千春	住所不明 住民票の住所 ただし、潮市大字大曾根108番地1 川105号
蝦名 藤吉郎	住所不明 本籍 ただし、本籍 青森県上北郡東北町大字上野字上野90番地
高坂 幸作 の相続人	相続人不明 ただし、最後の本籍 青森県三沢市本町一丁目15番地3号
金刈 ヒデ子	住所不明 ただし、昭和43年9月5日アメリカ合衆国の国籍 取得 最後の本籍 青森県三沢市大字大落瀬字古間木143番地1号 (昭和44年8月18日除籍)

金刈 治	住所不明 戸籍の附票に記載の住所 ただし、三沢市大字大落瀬字古間木143番地1号 (昭和54年6月21日アメリカ合衆国領グアム島 タムニン市転出)
伊澤 竹光	住所不明 住民票の住所 ただし、幸手市大字神明内26番地1 埼玉県幸手市 セツター
木村 武男	住所不明 戸籍の附票の住所 ただし、奥川崎市中原区新城五丁目7番19号 神り荘13 (平成14年10月17日 職権消除)
立崎 ト三	住所不明 戸籍の附票に記載の住所 ただし、三沢市大字大落瀬字古間木152番地148 号 (昭和46年4月1日アメリカ合衆国転出)
土屋 真美	住所不明 戸籍の附票に記載の住所 ただし、江東区富岡二丁目8番13 (平成27年5月26日英国転出)
三村 ニ工	住所不明 戸籍の附票の住所 ただし、西多摩郡福生町大字 福生789番地 (昭和39年12月8日 職権消除)
山本 高大	住所不明 住民票の住所 ただし、東大阪市高井田本通七丁目1番33 8号
長根 麻紀	住所不明 戸籍の附票に記載の住所 ただし、杉並区荻窪五丁目21番26 301号 ライオンズマンション第3 (平成14年10月8日アメリカ合衆国転出)
MOTOJUKU NENITA ODVINA (モトジユク、ネニタ、 オトサイチ)	住所不明 最後の居住地 ただし、市川市塩浜四丁目4番2251室 市営住宅 千葉県市川市塩浜団地2棟